

北海道釧路海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類(※)	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区(※)	条件(※)	前回の免許番号(※)	前回からの変更有無(※)	変更がある場合の変更箇所(※)
室海区第1号	室蘭漁業協同組合	室蘭市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 室蘭山から 144度18分45秒 928.61メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 室蘭山から 172度52分00秒 530.12メートルの点 点1 基点第2号から212度16分34.0秒 1,221.22メートルの点 点2 基点第2号から215度40分17.0秒 875.81メートルの点 点3 基点第1号から197度21分48.1秒 811.61メートルの点 点4 基点第1号から199度16分24.0秒 1,165.04メートルの点	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	室蘭市	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)はたてがい養殖業の総施設台数は、24台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、20台以内でなければならない。(詳細100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実施を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台数及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)はたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該権付の確保のために必要な措置を指示することができる。	室海区第1号	—	
室海区第2号	室蘭漁業協同組合	室蘭市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部設標点 No. 2(北海道水産部三角点 水D6～)から21度15分 160メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部設標点 No. 12(北海道水産部三角点 水D6～)点1 点1 基点第2号から268度4分16.6秒 1,450.95メートルの点 点2 基点第2号から311度31分52.5秒 726.99メートルの点 点3 基点第1号から232度19分 0.6秒 301.92メートルの点 点4 基点第1号から237度59分56.9秒 1,350.00メートルの点	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	室蘭市	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)はたてがい養殖業の総施設台数は、240台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、110台以内でなければならない。(詳細100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実施を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台数及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)はたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該権付の確保のために必要な措置を指示することができる。	室海区第2号	—	
室海区第3号	室蘭漁業協同組合	室蘭市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(世界測地系 12系) 基点第1号 北海道水産林務部設標点 No. 12(北海道水産部三角点 水D15～)から318度02分 110メートルの点 基点第2号 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から187度30分0.4秒 2,050メートルの点 点2 基点第2号から222度59分59.8秒 2,200メートルの点 点3 基点第2号から222度59分57.3秒 350メートルの点 点4 基点第1号から187度30分1.9秒 350メートルの点	第一種区画漁業	はたてがい養殖業、 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	室蘭市	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)はたてがい養殖業の総施設台数は、252台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、93台以内でなければならない。(詳細100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実施を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台数及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)はたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該権付の確保のために必要な措置を指示することができる。	室海区第3号	—	
伊海区第1号	いぶり噴火湾漁業協同組合	伊達市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(世界測地系 11系) 基点第1号 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 北黄金から196度05分19秒 1,154.28メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 北黄金から217度59分28秒 657.07メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 稲荷から314度13分19秒 472.27メートルの点 基点第5号 国土地理院三角点 東浜 基点第6号 国土地理院三角点 東浜から303度55分03秒 1,066.67メートルの点 点1 基点第1号から223度46分 1,850メートルの点 点2 基点第2号から226度00分 2,850メートルの点 点3 基点第4号から223度46分 3,450メートルの点 点4 基点第6号から219度00分 3,990メートルの点 点5 基点第6号から225度30分 1,390メートルの点 点6 基点第5号から215度52分38秒 1,189.09メートルの点 点7 基点第4号から187度00分 1,650メートルの点 点8 基点第3号から247度00分 900メートルの点 点9 基点第3号から252度30分 1,600メートルの点 点10 基点第2号から265度00分 1,550メートルの点 点11 基点第2号から266度00分 800メートルの点 点12 基点第1号から223度46分 700メートルの点	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	伊達市、洞爺湖町及び 豊浦町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)はたてがい養殖業の総施設台数は、1,387台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、707台以内でなければならない。(詳細100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実施を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台数及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)はたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該権付の確保のために必要な措置を指示することができる。	伊海区第1号	—	
伊海区第2号	いぶり噴火湾漁業協同組合	伊達市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(世界測地系 11系) 基点第1号 北海道水産林務部設標点 No. 6(国土地理院三角点 東浜～)から285度37分00秒 80メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 川口から185度46分36秒 144.06メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 館山から283度01分50秒 4,117.61メートルの点 点1 基点第1号から214度00分 3,600メートルの点 点2 基点第2号から221度30分 3,150メートルの点 点3 基点第3号から221度30分 3,200メートルの点 点4 基点第3号から221度30分 1,220メートルの点 点5 基点第2号から221度30分 1,150メートルの点 点6 基点第1号から211度30分 1,550メートルの点	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	伊達市、洞爺湖町及び 豊浦町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)はたてがい養殖業の総施設台数は、673台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、377台以内でなければならない。(詳細100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実施を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台数及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)はたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該権付の確保のために必要な措置を指示することができる。	伊海区第2号	—	
伊海区第3号	いぶり噴火湾漁業協同組合	伊達市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(世界測地系 11系) 基点第1号 国土地理院三角点 館山から283度01分50秒 4,117.61メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 アルトリ峠から221度26分15秒179.985メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 日山 基点第4号 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から221度30分 3,850メートルの点 点2 基点第4号から221度30分 3,900メートルの点 点3 基点第4号から221度30分 75.17メートルの点 点4 基点第4号から149度47分44秒 239.46メートルの点 点5 基点第3号から232度30分 450メートルの点 点6 基点第2号から337度00分 600メートルの点 点7 基点第2号から240度00分 1,500メートルの点 点8 基点第2号から221度20分21秒 1,500メートルの点 点9 基点第2号から221度30分 300メートルの点 点10 基点第2号から97度52分34秒 442.96メートルの点 点11 基点第1号から288度45分57秒 213.58メートルの点	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	伊達市、洞爺湖町及び 豊浦町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)はたてがい養殖業の総施設台数は、1,648台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、688台以内でなければならない。(詳細100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実施を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台数及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)はたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該権付の確保のために必要な措置を指示することができる。	伊海区第3号	—	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類(※)	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区(※)	条件(※)	前回の免許番号(※)	前回からの変更有無(※)	変更がある場合の変更箇所(※)
伊海区第4号	いぶり噴火湾漁業協同組合	伊達市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 嶺山から2838.01分50秒 4、117、61メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 アルトリ岬から221度26分15秒179、985メートルの点 点1 基点第1号から288度45分57秒 213、58メートルの点 点2 基点第2号から97度8分2分34秒 442、96メートルの点 点3 点1から25度20分09秒 140メートルの点 点4 点1から25度20分09秒 140メートルの点	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊達市、洞爺湖町及び豊浦町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さには設置しなければならない。 (2)はたてがい養殖業の総施設台数は、650台以内とし、全ての成員養殖施設台数ではない。(幹線100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実施を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台数及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)はたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該権付の確保のために必要な措置を指示することができる。	伊海区第4号	—	
虹海区第1号	いぶり噴火湾漁業協同組合	虹田郡洞爺湖町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(世界測地系 11系) 基点第1号 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 入江から 154度46分27秒 680、05メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 浜町から 315度30分 540メートルの点 点1 基点第1号から221度30分 1、600メートルの点 点2 基点第1号から244度00分 2、900メートルの点 点3 基点第2号から249度30分 3、980メートルの点 点4 基点第3号から186度30分 775メートルの点 点5 基点第2号から225度30分 250メートルの点 点6 基点第1号から221度30分 160メートルの点	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊達市、洞爺湖町及び豊浦町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さには設置しなければならない。 (2)はたてがい養殖業の総施設台数は、890台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、650台以内でなければならない。(幹線100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実施を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台数及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)はたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該権付の確保のために必要な措置を指示することができる。	虹海区第1号	—	
虹海区第2号	いぶり噴火湾漁業協同組合	虹田郡洞爺湖町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(世界測地系 11系) 基点第1号 国土地理院三角点 浜町から 315度30分 540メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部設根点 №9(北海道水産林務部三角点 水D2～) 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第4号 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から218度00分 3、950メートルの点 点2 基点第3号から218度15分 3、300メートルの点 点3 基点第4号から214度30分 3、700メートルの点 点4 基点第4号から214度30分 170メートルの点 点5 基点第4号から141度00分 950メートルの点 点6 基点第3号から218度15分 345メートルの点 点7 基点第2号から228度00分 520メートルの点 点8 基点第1号から228度00分 520メートルの点 点9 基点第1号から228度00分 520メートルの点	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊達市、洞爺湖町及び豊浦町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さには設置しなければならない。 (2)はたてがい養殖業の総施設台数は、1,600台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、1,150台以内でなければならない。(幹線100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実施を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台数及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)はたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該権付の確保のために必要な措置を指示することができる。	虹海区第2号	—	
豊浦海区第1号	いぶり噴火湾漁業協同組合	虹田郡豊浦町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(世界測地系 11系) 基点第1号 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部設根点 №31(北海道水産林務部三角点 水D3～) 基点第3号 北海道水産林務部設根点 №35(北海道水産林務部三角点 水D3～) 基点第4号 国土地理院三角点 弁辺から 218度00分 330メートルの点 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水D4 点1 基点第1号から214度30分 3、700メートルの点 点2 基点第4号から214度30分 3、500メートルの点 点3 基点第5号から296度00分 680メートルの点 点4 基点第5号から214度30分 300メートルの点 点5 基点第4号から214度30分 211メートルの点 点6 基点第4号から91度00分 60メートルの点 点7 基点第3号から214度30分 250メートルの点 点8 基点第2号から214度30分 270メートルの点 点9 基点第2号から214度30分 480メートルの点 点10 基点第1号から214度30分 490メートルの点	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊達市、洞爺湖町及び豊浦町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さには設置しなければならない。 (2)はたてがい養殖業の総施設台数は、616台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、381台以内でなければならない。(幹線100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実施を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台数及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)はたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該権付の確保のために必要な措置を指示することができる。	豊浦海区第1号	—	
豊浦海区第2号	いぶり噴火湾漁業協同組合	虹田郡豊浦町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(世界測地系 11系) 基点第1号 北海道水産林務部設根点 №3(北海道水産林務部三角点 水D5～) 基点第2号 北海道水産林務部設根点 №2(北海道水産林務部三角点 水D6～)から287度00分 47メートルの点 基点第3号 北海道水産林務部設根点 №13(北海道水産林務部三角点 水D6～) 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D8 基点第5号 国土地理院三角点 大岸海岸 基点第6号 礼文漁港地点から 262度00分 275メートルの点 基点第7号 北海道水産林務部三角点 水D10 基点第8号 北海道水産林務部設根点 №3(北海道水産林務部三角点 水D10～) 基点第9号 北海道水産林務部設根点 №7(北海道水産林務部三角点 水D10～) 基点第10号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から188度30分 2、100メートルの点 点2 基点第1号から202度00分 4、170メートルの点 点3 基点第3号から183度00分 3、000メートルの点 点4 基点第7号から183度00分 3、000メートルの点 点5 基点第9号から183度00分 3、000メートルの点 点6 基点第4号から183度00分 1、650メートルの点 点7 基点第10号から183度00分 1、600メートルの点 点8 基点第10号から183度00分 200メートルの点 点9 基点第8号から190度00分 300メートルの点 点10 基点第7号から190度00分 200メートルの点 点11 基点第6号から183度30分 450メートルの点 点12 基点第5号から183度30分 400メートルの点 点13 基点第5号から183度30分 750メートルの点 点14 基点第4号から190度30分 600メートルの点 点15 基点第2号から192度20分 600メートルの点	第一種区画漁業	はたてがい養殖業、 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	伊達市、洞爺湖町及び豊浦町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さには設置しなければならない。 (2)はたてがい養殖業の総施設台数は、2,757台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、915台以内でなければならない。(幹線100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実施を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台数及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)はたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該権付の確保のために必要な措置を指示することができる。	豊浦海区第2号	△	・漁業種類の追加(かき養殖業の追加)